



ふれあい・いきいきサロン助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、南あわじ市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が推進するふれあい・いきいきサロン（以下、「サロン」という。）事業要綱第12条に基づく助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(助成の要件)

第2条 社協に登録しているサロンであって、以下の要件全てを満たすことで助成金交付の対象とする。ただし、地域の実情に応じた活動で、会長が認めたものも対象とする。

- (1) 自治会単位を基本として開催していること
- (2) 開催場所は、地域の集会所、コミュニティセンター、個人宅等集まりやすい場所において実施していること
- (3) 年6回以上の開催を計画していること。ただし、年度途中に開設するサロンについては、この限りでない
- (4) 情報共有や連携のため、年1回以上は社協職員が訪問する場を持つこと
- (5) 高齢者や障がい者、子育て中の親子など地域住民の誰もが参加できるように、常に案内周知に努めていること
- (6) 円滑に運営するため、参加費を徴収していること
- (7) 特定の会員のみに行うクラブ活動等ではないこと

(財 源)

第3条 助成金の財源は、共同募金配分金をもって充てる。

(助成対象期間)

第4条 毎年度4月1日から翌年3月31日までに開催するものを対象とする。

(助成金の交付対象)

第5条 「ふれあい・いきいきサロン実施計画書兼交付申請書」（様式第1号）を社協会長（以下、「会長」という。）に提出し、登録したサロンに限るものとする。

(助成金額及び交付の制限等)

第6条 社協は、助成金交付の要件を満たすサロンに対し、1サロンにつき年間1万円とし、助成金を交付する。

2 助成金の交付は、第3条に定める予算の範囲内とする。

(助成金交付の対象経費)

第7条 助成金交付の対象となる経費は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) サロン運営に必要な消耗品等
- (2) 講師等への謝金、借上料、備品購入費等。ただし、施設整備費等は除く



(助成金の請求手続き)

第8条 サロン代表者は、計画したサロン全てを実施後「ふれあい・いきいきサロン活動報告書兼交付請求書」(様式第2号)に「ふれあい・いきいきサロン助成金振込口座申出書」(様式第3号)を添えて会長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 会長は、提出を受けた報告書等の記載内容を精査し、助成金の交付手続きを行う。
2 交付の時期については、原則年度末とする。

(申請内容の変更・取下げ)

第10条 代表者は、実施計画書の内容等に変更が生じた場合は、速やかに会長に報告しなければならない。
2 会長は、必要に応じ、サロン代表者に変更後の実施計画書の提出を求めることができる。
3 代表者は、助成金の申請を取り下げる場合、速やかに会長に書面にて通知しなければならない。

(協 力)

第11条 助成金を受けたサロンは、「共同募金」の周知に努めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この助成金交付要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この助成金交付要綱は、平成30年4月1日から施行する。

平成25年4月1日制定のふれあい・いきいきサロン助成金交付要綱は改廃する。